

# 倉敷市の高齢者・障がい者権利擁護支援推進 体制について

岡山県倉敷市 福祉援護課  
主幹 渡邊 美和子

# 1 岡山県倉敷市の概況について

|                                   |                       |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 面積                                | 366.63 m <sup>2</sup> |
| 人口                                | 480,974 人             |
| 65歳以上高齢者数(R3年3月末)                 | 132,445 人             |
| (高齢化率)                            | 27.5 %                |
| 認知症高齢者数(R3年3月末)                   | 17,011 人              |
| 精神障がい者手帳取得者(R3年3月末)               | 4,164 人               |
| 療育手帳取得者(R3年3月末)                   | 4,194 人               |
| 倉敷家裁の成年後見制度利用者(R3年3月末)            | 1,216 人               |
| 【内訳】                              |                       |
| ・後見類型                             | 766 人                 |
| ・保佐類型                             | 330 人                 |
| ・補助類型                             | 115 人                 |
| 市長申立て件数(R2年度実績)                   | 80 件                  |
| 利用支援事業助成(R2年度実績)                  | 246 件 56,036 千円       |
| 高齢者支援センター(地域包括支援センター)25か所+3サブセンター |                       |
| 障害者支援センター(I型)                     | 6 箇所                  |
| 基幹相談支援センター                        | 1 箇所                  |



一輪の綿花から始まる倉敷物語  
～和と洋が織りなす繊維のまち～

日本遺産構成文化財 01

くらしまがわはんてんとうてきけんぶつつくんぼんちく  
倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

江戸時代に干拓地からの富を背景に政治・経済の中心地となった。江戸期の商家群と明治以降の西洋建築が美しく調和する町並みが残る。



荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間  
～北前船寄港地・船主集落～

日本遺産構成文化財 01

しもついまちなみぼんちく  
下津井町並み保存地区

瀬戸内海に面する港町で、江戸時代には北前船による綿花・ニシン船の取引港として、また讃岐全長羅参りの宿場町として繁栄した。今でも当時の商家やニシン蔵などが残され、歴史的な景観をとどめている。



「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま  
～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～

日本遺産構成文化財 01

たてつばしき  
楯築遺跡

弥生時代後期に築かれた墳丘墓で、その大きさは全国最大級である。頂に立つ5個の巨石は、温羅伝説の中で吉備津彦命が温羅との戦いで集めた楯の跡と伝えられている。

# 2 倉敷市の高齢者・障がい者権利擁護支援推進のニーズについて

○高齢者に関しては、今後団塊世代が後期高齢者となることから、認知症高齢者の増加が見込まれる。また、高齢者の単身世帯（子供が遠方に住んでおり、日常生活の支援ができない世帯）が増える傾向にあることから、支援が必要な高齢者等に、適切に、本人に合った後見人等が就き、高齢者の生活が維持できる体制づくりは必要。

○障がい者に関しては、精神障がい者手帳・療育手帳取得者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。高齢者と違い、障がい者の場合、長期間の支援が求められ、家族との関係も配慮した成年後見制度等の権利擁護支援を検討する必要がある、本人の生活が継続できるよう、相談、支援体制を作る必要がある。

## 倉敷市での成年後見の状況

令和3年度末の倉敷管内の成年後見利用者数 1,216人  
 令和2年中の岡山家庭裁判所での後見等の開始の審判数  
 178件(うち、市長申立て 61件) 令和3年1月4日基準日

## 認知症高齢者数

65歳以上の高齢者数、認知症高齢者数は、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。

|          | 平成26年度          | 令和2年度           |
|----------|-----------------|-----------------|
| 65歳以上高齢者 | 122,758人        | 132,445人        |
| 認知症高齢者数  | 14,589人(11.88%) | 17,011人(12.84%) |

## 精神障がい者手帳・療育手帳取得者数

精神障がい者手帳、療育手帳の所持者数は、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。

|             | 平成26年度 | 令和2年度   |
|-------------|--------|---------|
| 精神障がい者手帳所持者 | 2,755人 | 16,275人 |
| 療育手帳所持者数    | 3,342人 | 24,633人 |

## 成年後見制度市長申立て件数

高齢者、障がい者とも、市長申立の相談件数、申立て件数は増加しており、今後も増加が見込まれる。

| 高齢者  | 平成26年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|
| 相談件数 | 29件    | 61件   |
| 申立件数 | 22件    | 58件   |

| 障がい者 | 平成26年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|
| 相談件数 | 9件     | 24件   |
| 申立件数 | 4件     | 22件   |

## 成年後見制度利用支援事業（後見人への報酬助成）

低所得の被後見人への報酬助成の利用者数は、高齢者、障がい者とも増加しており、今後も増加が見込まれる。

|      | 平成26年度       | 令和2年度         |
|------|--------------|---------------|
| 高齢者  | 70件 17,664千円 | 176件 39,037千円 |
| 障がい者 | 21件 5,046千円  | 70件 16,999千円  |

# 4-1 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進について

## 1 検討経過

### (1) 平成19年度 高齢者虐待防止ネットワーク協議会発足

高齢者に対する虐待の予防・防止、早期発見、迅速対応及び再発防止対策等のため、関係する行政機関、民間団体等が共通の理解と認識を持つことを目的として、倉敷市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会を設置。

### (2) 平成25年度 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会に再編

障がい者の虐待防止も図るため、所掌事項を追加

### (3) 令和2年5月から中核機関の設置について、検討開始

他市町の状況等調査

### (4) 令和2年12月から、受任候補者調整会議とプレ準備会を開始

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所、福祉援護課職員で、中核機関の在り方や、受任候補者調整会議のやり方、市民後見人養成について検討を開始。

### (5) 令和3年4月 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会設置準備会 設置

高齢者・障がい者等に対する成年後見制度の利用促進等に関することを所掌事項に追加し、中核機関設置に向けた準備会を設置。令和3年4月以降、運営委員会、受任候補者調整会議を毎月開催し、成年後見の相談から支援までの体制整備とネットワークづくりについて家庭裁判所等の関係機関と協議を実施。

### (6) 令和4年3月22日 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援協議会 準備会開催

成年後見制度実施機関（中核機関）及び協議会設置についての意見聴取。

### (7) 令和4年3月22日 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援協議会 設置。

成年後見制度実施機関（中核機関）を設置。

平成18年施行 倉敷市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要綱

平成18年施行 倉敷市成年後見制利用支援事業実施要綱

H28 施行 倉敷市 高齢者・障がい者 権利擁護支援ネットワーク会議 設置要領

令和2年12月全面改正  
倉敷市市民後見人養成事業実施要綱

令和3年3月施行、令和4年3月改正  
倉敷市市民後見人の候補者の登録、推薦等に関する要綱

令和3年3月施行、倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会設置準備会設置要領

令和4年3月 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援運営委員会設置要領

令和4年3月施行倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会設置要領

令和4年3月施行  
倉敷市受任候補者調整会議要領



# 4 倉敷市の高齢者・障がい者権利擁護支援体制について

## 1 中核機関 市直営（一部委託）により実施

(1) 成年後見制度に関する相談対応や、広報啓発は、福祉援護課・各支所福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課等の担当部署、支援機関（高齢者支援センター市内25か所+3サブセンター（概ね中学校区）、障がい者支援センター（市内に6か所、障がい者の虐待対応をする基幹相談支援センター）と連携し、高齢者・障がい者の生活相談支援や虐待対応と合わせて行う。

(2) 担い手育成（市民後見人養成）は社会福祉協議会と連携して委託して実施。

(3) 市長申立てや報酬助成の事務は、市で実施。

(4) 下記の3つの会議体を設け、権利擁護支援推進促進体制を図る。

### ① 権利擁護支援運営委員会（毎月第3木曜日開催）

家庭裁判所や受任団体との連携構築、広報、相談等受任候補者調整の在り方など、権利擁護支援ネットワークづくりの具体的内容の検討と進捗管理。

行政関係部局・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等後見受任団体・家庭裁判所

### ② 受任候補者調整会議（毎月第3木曜日開催）

成年後見制度の受任者調整や支援検討

行政関係部局・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等後見受任団体

### ③ 高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議（毎月第4木曜日開催）

高齢者・障がい者の虐待、成年後見制度の支援検討

行政関係部局、高齢者支援センター、障がい者支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、アドバイザー（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）

## 2 協議会

権利擁護支援の情報や課題共有の場として、倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会を設置する。

### ④ 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会（年1回開催）

権利擁護支援の情報や課題の共有の場

法務局、警察、医師会、社会福祉協議会、高齢者支援センター、障がい者支援センター、基幹相談支援センター保健師、民生委員、愛育委員、社会福祉協議会、行政関係部局アドバイザー（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）、家庭裁判所（オブザーバー参加）

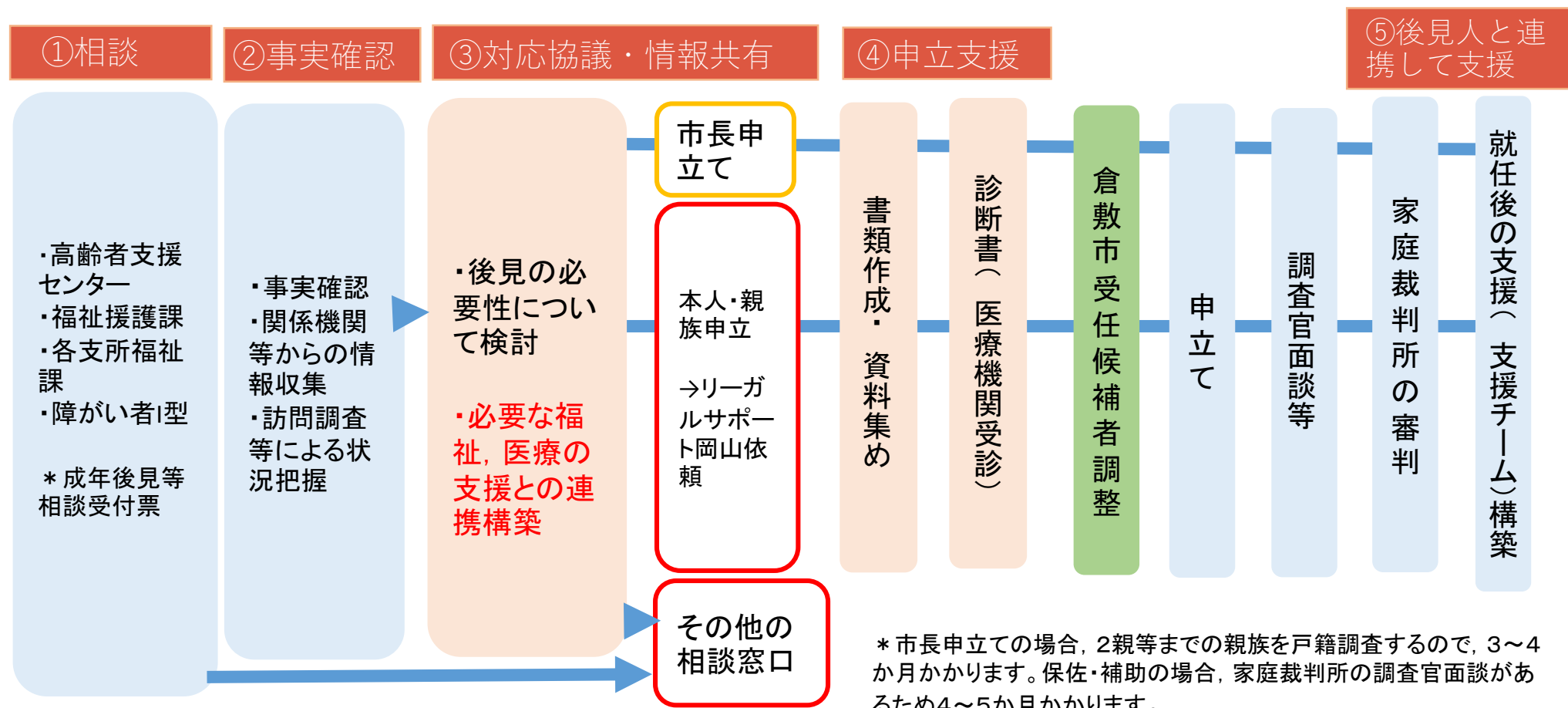
## 中核機関と協議会に求められること

- ・必要な人を、支援に繋ぐこと、繋いだ後も、福祉や医療、地域など、様々な支援制度で本人の生活を守ること。
- ・市町村が主体となり、成年後見制度の相談から就任後まで、スムーズに支援ができるよう、権利擁護支援のネットワークを作ること。

# 5 倉敷市の高齢者・障がい者権利擁護支援推進の取組について

|                                    | 令和3度  | 令和4年度新規取組   | 今後の検討    |
|------------------------------------|---|---|----------|
| 1 市町村計画の策定                         | 既存の計画に、成年後見制度利用促進の体制整備について記載<br>(1) 第2次(令和3年～7年)倉敷市地域福祉計画<br>(2) 第8期(令和3年～5年)高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画<br>(3) 第6期(令和3年～5年)障がい福祉計画  |   |          |
| 2 成年後見制度の広報・啓発                     | ・後見制度に関するパンフレット配布<br>・出前講座等で、支援者、市民への研修実施。  | ・パンフレット作成<br>・HPの充実   |          |
| 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進          | (1)権利擁護支援に関する相談・対応、本人・親族申立て支援<br>・福祉援護課・各支所福祉課や地域包括ケア推進室、障がい福祉課等の担当部署、支援機関(高齢者支援センター市内25か所+3サブセンター(概ね中学校区)、障がい者支援センター(市内に6か所、障がい者の虐待対応をする基幹相談支援センター)と連携し、高齢者・障がい者の生活相談支援や虐待対応と合わせ、成年後見制度についても、相談対応を行う。<br>・権利擁護支援ネットワーク協議会の構成員が相談を受けたときに、適切な窓口に繋げるよう、連携をして対応する。<br>・ミニ地域ケア会議等の支援調整会議実施等からの支援体制構築<br>・専門相談窓口の開設<br><br>(2)受任候補者調整会議の運営<br><br>(3)権利擁護支援運営委員会の運営<br>・家庭裁判所、後見担い手との連携構築<br>・関係機関との連携内容について整理<br>・受任候補者調整の在り方の検討・調整<br>・後見人への苦情対応等関係機関との調整<br>・市民後見人の活動内容、推薦基準、加入保険の協議<br><br>(4)高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議の運営<br>(5)支援者等への研修(出前講座等で地域やケアマネ交流会等)<br>・意思決定支援等<br>(6)後見人への苦情対応<br>(7)後見人支援<br>(8)高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会の運営 | (2)受任候補者調整会議(3)権利擁護支援運営委員会に、岡山行政書士会、社会保険労務士会、岡山税理士会が参加する。<br><br>各取組について、体制を整備する。 |          |
| 4 担い手の確保・育成                        | ・市民後見人の育成(倉敷市社会福祉協議会に委託) 令和4年5月 16人登録   | ・市民後見人の受任   | 法人後見支援   |
| 5 市長申立ての実施、成年後見制度利用(申立費用、後見等報酬)の助成 | (1)成年後見制度利用支援事業の実施<br>(2)市長申立て  |   | 申立て費用の助成 |

# 6 倉敷市の成年後見に関する支援の一連の流れについて



# 7 成年後見に関する支援の相談事例

## 1 医療機関から

入院中の方ですが、介護度が上がり(精神疾患等悪化で)が上がり、在宅での生活は難しい状況です。施設入所(長期入院)が必要ですが、契約をしてくれる親族がいません。

## 2 民生委員さんやご近所の方、消防署や警察の方から

一人暮らしの方で、ゴミ屋敷になっていて、電気が止まっているようだ。本人は通帳がどこにあるのかわかっていない様子。子どもさんはいないと聞いている。今後どうしたらいいだろうか。

## 3 ケアマネジャーさんから

高齢者と子の2人暮らしだが、高齢者の方に認知が進み、家事ができなくなり、ゴミ屋敷になっている。子どもさんには精神疾患がある様子だが、医療にはかかかっていない様子。今後在宅は無理と思うが、息子が施設入所を拒否しているし、本人も嫌がっている。

## 4 障がい者支援事業所から

障がい年金を使って生活していますが、本人がお金を使ってしまい、生活がうまく回りません。親も障がいがあり、本人の支援ができていません。

様々な機関から、相談があります。  
必ずしも成年後見制度の利用を前提としない相談も多くあります。

### POINT

権利擁護支援ネットワークのそれぞれの機関が、医療・介護・困窮、消費生活等お互いの制度や使えるサービスを知っておき、適切な支援の窓口に繋げることが必要です。





## 8 成年後見制度利用促進を進める上で重要と考える視点

### 包括的ネットワーク

- ・本人や家族の「困っている」相談においては、何が権利擁護に繋がる相談なのかわからない場合が多いため、相談を受けた機関が、必要な関係機関に繋げる知識とネットワーク機能が必要である。
- ・例えば、認知能力の低下により、金銭管理や健康管理ができなくなり、家での生活が成り立たなくなっている高齢者を発見した場合、発見者は、介護の支援窓口に相談し、支援検討の際に、後見制度の必要性について明らかになることが多い。そのため、本市では、ネットワークづくりのための協議会を開催する他、本人の身近で生活支援を行うケアマネジャーや計画相談支援員等の支援者や関係機関に、権利擁護の理解を深めてもらう研修を意識して行っている。

### 重層的ネットワーク

- ・例えば、困っている世帯は、障がい、ひとり親、貧困、金銭問題等複数の状況を抱えている場合が多いが、支援者によって世帯のとらえ方が違うと、支援がバラバラになり、課題は解決しない。その世帯における課題を、支援者間で共有し、役割分担して進捗管理をしながら進めるための体制が必要である。
- ・本市では、そうした複合的な課題を抱える相談に対し、関係機関が連携して対応していく体制を強化するための調整機関として、令和四年度から福祉支援連携室を新設して、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を進めていく。

### 多層的ネットワーク

- ・利用促進を進めることで出てくる課題等については、都道府県単位で各市町村や関係機関等と共有し、また、国とも課題を共有して、多層的に進めていくことが必要である。
- ・例えば、岡山県内では、令和3年度に、市町村、県、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体が連携して、市民後見人養成を進めるうえでの課題について協議を行った。その結果、本市では、市民後見人の選任に関する家庭裁判所の考え方や、県内の状況を共有することができた。
- ・本市でも、市長申立ての件数、利用支援事業の対象者は急増しており、このままでは、市が財政負担に耐えられなくなると感じている。利用促進を進めることで出てくる様々な課題を国や県と共有し、多層的に進めることが、必要な財政支援や制度の見直し等、全国どこでも適切な支援が受けられる体制整備につながっていくものとする。